

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号道路の位置の指定、指定の変更、指定の取消しの申請について(建築敷地と道路となる土地の合計が 500 m<sup>2</sup>までの計画) 中野区

1. 位置の指定又は指定の変更に関する基準について

建築基準法施行令(第 144 条の 4)、東京都建築安全条例(第 82 条)及び中野区建築基準法施行細則(第 20 条)によります。また、東京都指定道路取扱基準(H23.8 版)第 3 章の考え方を準用しています。以下は基本となる内容を掲載しました。

周囲の状況によるただし書きは、案件ごとに状況が異なることから個別の相談になります。

- (1) 道路の幅員は 4m 以上で一定であること。また、接続先道路の第 42 条 1 項 1 号又は第 42 条 2 項等の位置を明確にすること。
  - (2) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)とすることができる。また、接続方法は東京都の取扱基準図とする。
    - イ. 延長(既存の幅員 6m 未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が 35m 以下の場合
    - ロ. 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
    - ハ. 延長が 35m を超える場合で、終端及び区間 35m 以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
  - ニ. 幅員が 6m 以上の場合
  - ホ. イからニまでに準ずる場合で、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- (3) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度未満の場合に限る。)を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
  - (4) 道に関する基準は、令第 144 条の 4 第 1 項の規定によるほか、道が法第 42 条第 1 項から第 5 項までの規定による道路又は道の境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度未満の場合に限る。)が、角地の隅角を頂点とする底辺 2m の二等辺三角形の部分(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 60 度未満の場合に限る。)を道に含むすみ切りを設けたものであること。
  - (5) むかみとならない構造(原則、簡易アスファルト舗装以上)であること。
  - (6) 縦断勾配が 12% 以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - (7) 道路及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものがあること。
  - (8) 道路の位置を側溝、縁石その他これに準ずるものにより、道路の境界を明確にすること。

2. 指定の変更及び取り消しについて

申請時に建築基準法第 45 条の規定(東京都安全条例の規定を含む)を充足していること。

### 3. 申請について

第 14 号様式（道路位置の指定・変更・取消申請書）の正本及び副本に、それぞれ、第 15 号様式による図書の写し及び次に掲げる図書又は書類を添付して下さい。

＊第 15 号様式の原因は和紙とし、別途、正本に折らずに添付して下さい。

- (1) 代理人の委任状（代理人を立て申請を行う場合）
- (2) 公図の写し ＊申請日の前 3 か月以内に発行されたもの
- (3) 道路に係る土地並びに、道路に沿接する土地にある建築物及び工作物の登記事項証明書。  
・申請日の前 3 か月以内に発行されたもの。  
＊接続先道路が私道の場合は、その私道の登記事項証明書を含む。
- (4) 登記簿事項証明に記載の無い対抗要件を備えた地上権又は賃借権等の写し。
- (5) 印鑑登録証明書、資格証明書（法人）  
・申請者は、申請日の前 3 か月以内に発行されたもの。  
・承諾者は、承諾日の前後 3 か月以内に発行されたもの。
- (6) 土地区画整理事業決定区域内：土地区画整理法第 76 条による許可書の写し
- (7) 農地：農地法第 4 条又は第 5 条による許可書の写し又は、転用申請書の提出証明書。
- (8) 申請する道路が公有地（水路、道路等）を含む場合は、その占用許可書の写し。
- (9) その他申請地の状況により中野区長が必要とする図書又は書面。

### 3. 注意事項

- (1) 取り付け道路が建築基準法第 42 条第 2 項道路のときは、「生活道路拡幅整備事業」の整備担当と協議が必要となります。
- (2) 建築に関する中野区の条例等が記載されている「確認申請の前に行う手続き」を参照下さい。

### 4. 関連部署

「確認申請の前に行う手続き」の道路管理者等を参照下さい。

中野区 都市基盤整備分野 道路判定(生活道路担当)  
03-3389-1111（内線）5331～2